

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		診療報酬支払いの一時差止め
根拠条例・規則等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
条 項		第43条第2項
所 管 部 課		保健衛生局保健所感染症対策課（048-840-2204）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	過去に実績がなく、希な事例であるため、あらかじめ処分基準等を設定することは困難である。
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		